

|| サリーレグループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[10]
2023

2023年10月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、
当事務所までお問い合わせください。



消費税インボイス制度特集
脅威を増すサーバー攻撃
令和5年改正 300万超の無申告加算税割合引上げ
過去最大の引上げ幅となる最低賃金
M & A 譲渡し情報

経理に書類を回す前に！

その書類は「インボイス」？ セルフチェックシート

取引先から請求書等を受け取った時、備品を購入した時などに受け取った書類がインボイス*の要件を満たしているか、経理に書類を回す前に、記載事項をすぐに確認しましょう。

A 請求書 (1枚でインボイスに該当する適格請求書)

YES NO

請求書

△△商事(株) 登録番号 T012345...

⑥ (株)〇〇御中 11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

※ 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(T+13桁の数字)は記載されていますか？
- ② 取引年月日は記載されていますか？
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目はその旨)は記載されていますか？
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率は記載されていますか？
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回)は正確に記載されていますか？
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称(あなたの会社名)は正確に記載されていますか？

YES NO

YES NO

YES NO

YES NO

YES NO

YES NO

B 「レシート」類 (不特定多数の者を相手に事業を行う小売業、飲食業、タクシー業等が発行可能な簡易インボイス)

YES NO

スーパー〇〇 東京都..... 登録番号 T123456...

② ××年11月30日

領収書

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
		(内消費税額 ¥24)
10%対象		¥550
		(内消費税額 ¥50)
お預かり		¥1,000
お釣		¥126

※ 軽減税率対象

.....適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(T+13桁の数字)は記載されていますか？
 - ② 取引年月日は記載されていますか？
 - ③ 取引内容(軽減税率の対象品目はその旨)は記載されていますか？
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)は記載されていますか？
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回)又は適用税率*は正確に記載されていますか？
- ※ 両方記載することも可能

YES NO

YES NO

YES NO

YES NO

YES NO

A・Bいずれも国税庁「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」(令和4年9月版)を基に作成

1つでも「NO」があったら……すぐに再発行を依頼！



インボイスを受け取った側が修正・追記等を行うことはできません。もしも記載事項に不備があった場合は、ただちにそのインボイスを発行した取引先に対して、修正・再発行を依頼しましょう。万が一受け取ったインボイスに不備があった場合でも自社の経費精算・支払処理の締日に十分に間に合うよう、受け取ったらすぐに確認する習慣をつけましょう。

*インボイスとは、消費税法で定められる要件を備えた「適格請求書等」のことです。インボイスを発行できるのは、国税庁に登録された適格請求書発行事業者に限られます。

■ 複数書類で1つのインボイスとするケース (主に「請求書」+「納品書」や「契約書」+「通帳」など)

【請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013 **納品書**
(株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0012 **納品書**
(株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0011 **納品書**
(株)〇〇御中 △△商事(株)

××年10月1日

品名	金額
鶏肉 ※	5,400円
さといも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

請求書

納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013 **納品書**
(株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0012 **納品書**
(株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0011 **納品書**
(株)〇〇御中 △△商事(株)

××年11月1日

109,200円(税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円
合計	109,200円 (消費税9,200円)
10%対象	66,000円 (消費税6,000円)
8%対象	43,200円 (消費税3,200円)

△△商事(株)
登録番号 T123456...

複数書類で1つのインボイスとした場合は、その全てを保存する必要があります!

注 意

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 (T+13桁の数字)
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨も記載)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 (端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

国税庁「適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の手引き」(令和4年9月版) を基に作成

3. 仕入インボイスを適切に保存しましょう

仕入税額控除を受ける要件の1つに、仕入インボイスの保存があります。保存方法は次の3つです。

(1) 紙のまま保存する

種類ごとに分類し、証憑書綴に貼り付けるなどして整理・保存を行います。証憑書番号 (証第〇〇号) の記入を行い、仕訳との関連性を明確にしておきましょう。

(2) 紙の書類をスキャンして保存する

改正電子帳簿保存法により、取引相手と交わした紙の書類 (証憑) を事前の届出なしに一定の要件のもとでスキャンして保存できるようになりました。インボイスについても同様の取扱いとされています。このとき、会計システムとスキャナ保存のシステムとが連携し、仕訳との紐づけができるシステムを選択することが重要です(*)。

(3) メール等で送られてきたPDF等 (電子取引データ) を保存する

電子取引データ (PDF等で送られてくるインボイス等) は電子のまま保存する必要があります。令和5年12月末までは電子取引データの保存に代えて印刷して保存することが認められていますが、令和6年1月1日以降はその方法をとることはできません。

取引先の状況によって、1つの保存方法に統一することは実務上難しいといえます。ただし、いずれの方法も法令準拠の必要があるため、会計事務所に相談し、適切に保存できる体制を整えましょう(*)。

※TKCの自計化システムは、改正電子帳簿保存法による電子取引データの保存とスキャナ保存に対応しています。

ギモン別 こんなときどうすればいいの？

ギモン1 インボイスが発行されない個人飲食店等
(免税事業者) から領収書を受け取ったら？

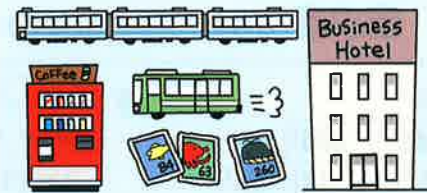
A 「インボイスではない」旨を記載した付箋を
つけて、経理処理に回しましょう。



ギモン2 「インボイスが交付されない取引」って何？
どうすればいいの？

A 次の取引に該当するものは、これまで通り
インボイスなしで経理処理に回してOKです！

- 3万円未満の公共交通機関（鉄道、バス、船舶）の運賃
- 3万円未満の自動販売機での購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- 通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等
- 簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等（使用の際に回収されるもの）



ギモン3 コインパーキングを利用したときは？

A まず、発行されたレシート（簡易インボイスに該当
するもの）を受け取りましょう。その後、本リーフ
レット表面「B」の記載事項を確認し、経理処理
に回しましょう。



ギモン4 会社で使用する備品をクレジットカードで
購入したときはどうすればいい？

A 利用店舗から受け取った領収書・レシート
等が必要です。まず、「登録番号」があるか
どうかをチェックしましょう！



利用店舗から受け取った
領収書・レシート等に、
登録番号（T+13桁の数字）
の記載はありますか？

YES

リーフレット表面の記載事項をチェックしてから、利用店舗から
受け取った領収書・レシート等の書類のすべてを経理処理に回し
ましょう

NO

利用店舗から受け取った領収書・レシート等に「インボイスでは
ない」旨を記載した付箋をつけて、経理処理に回しましょう

経理からのお知らせ



そもそも“仕入インボイス”ってなに？

本冊子では、取引先（適格請求書発行事業者）が発行した課税仕入れにかかるインボイス（請求書・領収書等）のことを仕入インボイスと呼んでいます。

■ 仕入インボイスの保存は、買手側の義務

令和5年10月1日から消費税インボイス制度が導入されると、買手側は、売手側（適格請求書発行事業者）が発行したインボイスを保存しないと、原則、仕入税額控除ができなくなります。



経過措置等を確認して、適切な対応を

下記の経過措置等に配慮する必要があります。自社にとって適切な対策を講じましょう。

	当初3年間 令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	次の3年間 令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	令和11年10月1日～
(1) 免税事業者等からの課税仕入れ	80%控除可能	50%控除可能	0%控除
(2) 返還インボイス交付義務免除	売上げに係る対価の返還等が税込1万円未満は返還インボイス不要 ※恒久措置		
(3) 中小事業者等 ^(注1) に対する事務負担の軽減措置	税込1万円未満の課税仕入れはインボイス不要 ※インボイス制度の施行から6年間		—
(4) 小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置 ^(注2)	売上税額の2割に軽減	—	—

(注1) 基準期間（個人事業者ではその年の前々年、法人では原則その事業年度の前々事業年度）の課税売上高が1億円以下等の事業者

(注2) インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで

『インボイス制度直前対策研修会テキスト』（TKC）を基に作成

④ 仕入インボイスの保存方法の検討

「紙のまま保存」「紙をスキャンして保存」「電子取引データを保存」の保存方法のうちどのように保存するかを決めます。

ポイント

- 取引先のデジタル化の状況によって変わってくる。
- 「デジタルインボイス」への対応を検討する。
- 会計事務所の支援を受けて法令に完全に準拠した方法をとる。



⑤ ソフトウェアへの対応状況の確認

インボイス制度に対応したソフトのテストを行い、実務がスムーズに行えるかを確認します。

ポイント

- 受け取ったインボイスからの仕訳計上の方法とタイミングを確定する。
- 経過措置等に対応した適正な会計処理を行う。



⑥ 社員への周知

自社のインボイス対応について、全社員に説明します。

ポイント

- 取引先から受け取った書類がインボイスか、インボイスならば記載要件が満たされているかを社員が確認できるように、社内研修等で周知します。



ターゲットは中小事業者！

脅威を増す

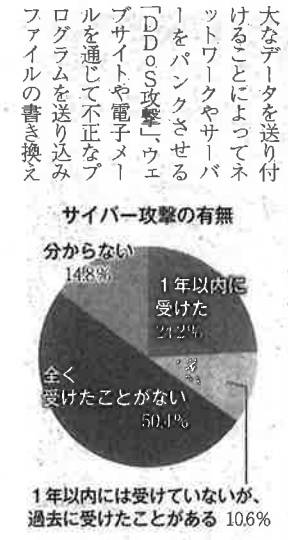
サイバー攻撃

中小事業者へのサイバー攻撃が多発している。かつては大企業や官公庁などの大規模システムが標的となるケースがほとんどだったが、最近ではその大規模システムを攻略するための足掛かりとして真つ先に中小事業者が狙われるようになった。攻撃を受けたときのダメージは深刻で、システムの修復や情報漏えいの損害賠償などで数千万円の損害が生じた事例も珍しくなく、事業継続が脅かされる事態にすら陥りかねない。中小事業者を取り巻くサイバー攻撃の現状を確認し、セキュリティ対策を見直しておきたい。

が、最近ではむしろ中小事業者が狙われやすくなっている状況だ。情報システムに関する不正活動の監視・分析を担う「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）」は、行政手続のオンライン化やコロナ禍によるテレワークの普及といったデジタルトランスフォーメーションが浸透するなか、「セキュリティが手薄になりがちな中小事業者が取引先の大企業のシステムに侵入するための足掛かりとして狙われている」と分析する。

中小事業者が狙われている実態は警察白書の統計からも明らかで、代表的なサイバー攻撃「ランサムウェア」の被害者は大企業（34%）、団体等（12%）を抑えて中小事業者の割合が54%と過半数を占めた。

サイバー攻撃を受けるとさまざまな損害が発生する。日本損害保険協会によると、①取引先や顧客からの損害賠償や原因の調査にかかる費用といった「金銭的損失」、②社会的評価が低下することによ



「顧客の喪失」、③業務関連システムのエラーによる「業務の停滞」——と少なくとも3つの影響があるという。事業に及ぶダメージは深刻だ。東京海上日動火災保険によると、通販サイトが不正アクセスを受けて顧客のクレジットカード情報が漏えいした事務用品の製造・販売業者の事例では、調査・復旧のために4カ月間のサイト運営停止が余儀なくされた結果、逸失利益が約4千万円発生した。また大阪商工会議所によると、盗み出した機密情報と引き換えに金銭を要求するランサムウェアの攻撃を受けた機械製造業者の事例では、暗号化されたファイルの復旧などに総額2千万円の費用がかかった。

2千万円超えの被害続々

「顧客の喪失」、③業務関連システムのエラーによる「業務の停滞」——と少なくとも3つの影響があるという。事業に及ぶダメージは深刻だ。東京海上日動火災保険によると、通販サイトが不正アクセスを受けて顧客のクレジットカード情報が漏えいした事務用品の製造・販売業者の事例では、調査・復旧のために4カ月間のサイト運営停止が余儀なくされた結果、逸失利益が約4千万円発生した。また大阪商工会議所によると、盗み出した機密情報と引き換えに金銭を要求するランサムウェアの攻撃を受けた機械製造業者の事例では、暗号化されたファイルの復旧などに総額2千万円の費用がかかった。

「顧客の喪失」、③業務関連システムのエラーによる「業務の停滞」——と少なくとも3つの影響があるという。事業に及ぶダメージは深刻だ。東京海上日動火災保険によると、通販サイトが不正アクセスを受けて顧客のクレジットカード情報が漏えいした事務用品の製造・販売業者の事例では、調査・復旧のために4カ月間のサイト運営停止が余儀なくされた結果、逸失利益が約4千万円発生した。また大阪商工会議所によると、盗み出した機密情報と引き換えに金銭を要求するランサムウェアの攻撃を受けた機械製造業者の事例では、暗号化されたファイルの復旧などに総額2千万円の費用がかかった。

もつとも、サイバー攻撃を回避するには「あやしいメールを開かない」「不審なサイトにアクセスしない」など基本的な対応が欠かせない。初歩的なセキュリティ対策の手引書としてはIPAが「中小企業の情報セキュリティガイドライン」を公表している。ガイドラインには、ウイルス対策ソフトの導入や共有設定の見直しといった最低限の施策を列挙した「情報セキュリティ5か条」や、セキュリティリスクを見極めるための25項目の「チェックシート」などが盛り込まれている。

デジタルトランスフォーメーションの進展とともに、中小事業者に対するサイバー攻撃の脅威も高まっている。いまや事業継続を左右しかねない一大リスクになっていることを踏まえ、セキュリティ対策をしっかりと講じておきたい。

R5改正 300万円超の無申告加算税割合引上げ

事務運営指針で帰責事由がない場合を例示

国税庁は6月30日、『法人税の重加算税の取扱いについて』等の一部改正について（事務運営指針）（課法2-10等、令和5年6月23日付）等を公表した。令和5年度改正で、納付すべき税額が300万円を超える部分の無申告加算税の割合が引き上げられる等の加算税の見直しが行われたことに伴い、300万円超の判定から除外される「納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実等」の例などが示された。同改正は令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

納付税額300万円超は30%に引上げ

令和5年度改正では、加算税制度について次の見直しが行われた。

- ① 高額無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ
- ② 一定期間繰り返し行われる無申告に対する無申告加算税等の加重措置の整備

①では、高額な無申告について納付すべき税額が300万円を超える部分の無申告加算税の割合が30%（現行：20%）に引き上げられる（通法66③、【参考】）。

②では、前年及び前々年の国税について無申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税（無申告加算税等）を課された者が行う更なる無申告に対して、無申告加算税等を10%加重する措置が講じられる（通法66⑥二、68④二）。令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税に適用されるため、例えば、令和6年3月期決算法人の場合、税務調査において、同4年3月期、同5

【参考】改正前後の無申告加算税の割合

納付すべき税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
改正前	15%	20%	
改正後	15%	20%	30%（※）

※納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実等に基づく税額については、判定から除外

年3月期が無申告で、同6年3月期も無申告だった場合に、同6年3月期の無申告加算税等が10%加重される（調査通知前、かつ、更正・決定予知前の無申告加算税を除く）。

各税目で帰責事由がない場合の例示も

同改正に伴い、先般公表された各税目の加算税の取扱いに係る事務運営指針の一部改正では、上記①②の適用に関する留意事項等が示された。法人税、消費税、相続税・贈与税、申告所得税等の各税目で同様の改正が行われている。

上記①の納付すべき税額300万円超の判定において除外される「納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実等」とは、税法の解釈に関し、申告書提出後新たに法令解釈が明確化されたため、その法令解釈と法人等の解釈とが異なることとなった場合において、その法人等の解釈について相当の理由があると認められること（税法不知等は該当しない）等のほか、各税目固有のケースが挙げられている。

過去最大の引上げ幅となる最低賃金

最低賃金の種類と改定

企業が最低限労働者に支払うことが義務付けられる最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類がありますが、このうち「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっています。2023年度について全都道府県の「地域別最低賃金」が決定しました。

地域別最低賃金と発効日

2023年度の地域別最低賃金額と発効日は、下表のとおりとなっています。改定額の全国加重平均額は1,004円(昨年度961円)となり、43円の引上げです。これは1978年度に現在の目安制度が始まって以降で最高額となります。

なお、最低賃金の地域間格差も課題とされていましたが、最高額(1,113円)に対する最低額(893円)の比率は、80.2%(昨年度79.6%)となり、9年連続の改善となりました。

表 2023年度の地域別最低賃金(単位:円)

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	920	960	40	2023年10月1日
青森	853	898	45	2023年10月7日
岩手	854	893	39	2023年10月4日
宮城	883	923	40	2023年10月1日
秋田	853	897	44	2023年10月1日
山形	854	900	46	2023年10月14日
福島	858	900	42	2023年10月1日
茨城	911	953	42	2023年10月1日
栃木	913	954	41	2023年10月1日
群馬	895	935	40	2023年10月5日
埼玉	987	1028	41	2023年10月1日
千葉	984	1026	42	2023年10月1日
東京	1072	1113	41	2023年10月1日
神奈川	1071	1112	41	2023年10月1日
新潟	890	931	41	2023年10月1日
富山	908	948	40	2023年10月1日
石川	891	933	42	2023年10月8日
福井	888	931	43	2023年10月1日
山梨	898	938	40	2023年10月1日
長野	908	948	40	2023年10月1日
岐阜	910	950	40	2023年10月1日
静岡	944	984	40	2023年10月1日
愛知	986	1027	41	2023年10月1日
三重	933	973	40	2023年10月1日

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
滋賀	927	967	40	2023年10月1日
京都	968	1008	40	2023年10月6日
大阪	1023	1064	41	2023年10月1日
兵庫	960	1001	41	2023年10月1日
奈良	896	936	40	2023年10月1日
和歌山	889	929	40	2023年10月1日
鳥取	854	900	46	2023年10月5日
島根	857	904	47	2023年10月6日
岡山	892	932	40	2023年10月1日
広島	930	970	40	2023年10月1日
山口	888	928	40	2023年10月1日
徳島	855	896	41	2023年10月1日
香川	878	918	40	2023年10月1日
愛媛	853	897	44	2023年10月6日
高知	853	897	44	2023年10月8日
福岡	900	941	41	2023年10月6日
佐賀	853	900	47	2023年10月14日
長崎	853	898	45	2023年10月13日
熊本	853	898	45	2023年10月8日
大分	854	899	45	2023年10月6日
宮崎	853	897	44	2023年10月6日
鹿児島	853	897	44	2023年10月6日
沖縄	853	896	43	2023年10月8日

M & A 譲渡し情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 調剤薬局・ドラッグストア	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
NEW とび・土木工事業	関東地方	1億円～2億円	応相談
NEW 一般貨物自動車運送事業	群馬県	5,000万円～1億円	応相談
法人向けソフトウェア自社開発	関東地方	3億円～5億円	応相談
小規模多機能型居宅介護事業会社	群馬県	1億円～2億円	応相談
切削加工・金属加工設計	関東地方	2億円～3億円	6,500万円